

監査公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月27日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

東郷西小学校、東郷東小学校、東陽小学校、黄柳川小学校、千郷小学校、
新城中学校、東郷中学校

監査結果報告年月日

令和5年11月14日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年2月9日

講じた措置等の内容

教育部（小中学校）

【東郷西小学校、東郷東小学校、東陽小学校、黄柳川小学校、千郷小学校、
新城中学校、東郷中学校】

《指摘事項1》

公有財産の資料については大分整備が進んできたが、まだ不明なところが見られるので、不備のないようにしていただきたい。

《是正措置内容》

関係書類等を照合し、引き続き公有財産の資料の整備に努めます。

《意見1》

新型コロナウイルスはまだ終息したわけではないので、冬場を迎える中でインフルエンザと併せて感染拡大に備え、児童生徒並びに教職員の健康管理に引き続き配慮して学校運営に当たっていただきたい。

《措置内容》

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、各校に対しては、インフルエンザ対策にも効果的であるとして、

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握

- ・ 適切な換気の励行
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を引き続き講じることの重要性を伝えています。

その一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないことや、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないことも伝えています。

《意見2》

どの学校も施設の老朽化に伴う修繕が課題となっている。教育予算も限られるが、児童生徒に危険がないよう、計画的に修繕を行っていただきたい。

《措置内容》

現在学校施設の修繕は、事後保全を主体とした対応としていますが、予防保全の手法に変更するため、令和6年度を目途に個別施設計画を策定し、計画的な対応を図ってまいります。

《意見3》

G I G Aスクール構想に伴うタブレットの導入から2年が経過し、児童生徒並びに先生方も使用に慣れてきている。今後の教育の進め方を工夫されると共に、先生方の働き方改革にもつなげていただきたい。

《措置内容》

G I G Aスクール端末の新城市小中学校での活用率は全国と比較しても非常に高い水準にあります。今後は、児童生徒の目的に応じた活用を推進してまいります。現在、G I G Aスクール端末を活用した授業公開を実施し、多くの教職員がその様子を参観できる研修を実施しています。こうした研修を計画的、継続的に実施し、よりよい活用や指導についての情報共有を図ります。さらに、Web会議システム等を活用した学校間の交流を推奨し、学びの可能性を広げていきます。

また、クラウド上で支援や指導に関する資料、会議等の資料を共有したり、必要に応じてWeb会議を活用したりすることで、移動や印刷等の手間を軽減し、教職員の負担を減らすことにつなげていきます。

《意見4》

令和6年度から学校給食の共同調理方式が始まるが、給食のアレルギー対策については取扱いが継続して引き継がれるようにしていただきたい。

《措置内容》

現在作成中の「新城市学校給食基本方針推進施策（案）」のなかでも、重点施策として「安全安心な給食の安定的な提供」を位置づけ、食物アレルギー対応のより一層の推進を図っています。現在、市内では「卵」「乳」において除去食対応を行っていますが、

安全性を最優先するなかで、段階的に対応除去品目を増やし、食物アレルギーを有する児童生徒にも、可能な範囲で給食を提供することを目指しています。

《意見5》

ほとんどの学校で不登校対策に取り組んでいるが、将来社会人として自立していけるように、児童生徒一人ひとりの立場に立った教育指導をしていただきたい。

《措置内容》

現在策定作業中の新城市教育振興基本計画においても、不登校対策ならびに、子どもたちの社会的自立をめざすうえでも、すべての子どもたちの学びの保障については、重要課題として位置づけています。まずは、子どもたちにとって魅力のある学校づくりに取り組みます。また、不登校傾向の児童生徒に対しては、社会的に自立できるような支援を継続し、子どもと保護者の不安を軽減するよう専門家や関係機関との連携に努めます。学校だけでは解決できない問題が多くあるため、学校、教育委員会、関係機関が一体となった支援を行い、すべての子どもの学びを保障することをめざします。

《意見6》

外国からの児童生徒が今後ますます増加していくものと思われるが、日本の生徒と同様な教育が受けられるよう、授業と体制づくりに取り組んでいただきたい。

《措置内容》

来日間もない児童生徒の初期支援としての日本語初期指導教室「きぼう」を令和2年に設置をしました。「きぼう」を修了した児童生徒は、日本語指導教室や、各学校が対応する授業を受けることとなります。「きぼう」の指導員、日本語指導教室担当教員、外国人児童生徒支援スタッフとの連携をはかりながら「きぼう」からのスムーズな移行、授業への参加ができるよう、児童生徒の実態に即した支援に努めています。今後も、外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように体制作りに取り組んでまいります。

《意見7》

学校運営にあたっては、地域自治体予算の活用など、地域の協力を得て進めていただきたい。

《措置内容》

地域協議会等と連携を図り、学校運営に努めてまいります。

《意見8》

令和5年度からの教育方針「子どもが輝くまち新城」の実現に向けて令和6年度に策定が予定される新城市教育振興基本計画を、各学校の経営案に取り入れながら、児童生徒の皆さん方の教育について、今後ともきめ細かい対応をしていただき

たい。

《措置内容》

令和6年4月策定を目指している、新城市教育振興基本計画の実施期間は、令和6年度から令和10年度の5年間です。本計画は本市の教育のよさや課題、目標を明確にし、子どもたちが生涯にわたって自他の幸福を築けるよう策定するものです。計画には、学校教育のみならず、学校教育施設、家庭教育、生涯学習に関する事など、子どもを取り巻く多くの物事について、盛り込まれています。来年度以降、1年ごとに、目標に近づいているのか、修正は必要ないのかなど、立ち止まり、軌道修正をしながら、目標達成に向け実践を重ねてまいります。